

寄居町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和5年5月15日告示第92号

改正 令和6年3月19日告示第59号

(趣旨)

第1条 この告示は、新たに婚姻した世帯に対して婚姻に伴う新生活を始めるために必要な費用を支援することにより、少子化対策の推進及び若年世帯の移住・定住促進に資することを目的として、予算の範囲内で寄居町結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則(平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第6条第1項の規定による申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する年度の初日の属する年の1月1日から翌年の3月31日までの期間に、婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費用 申請日の属する年度の初日から翌年の3月31日までの期間(以下「対象期間」という。)において、婚姻を機に町内に新たに住宅を取得し、又は賃借する住宅に関する費用のうち、取得費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、公的制度による補助を受けている場合にあってはその全額、勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合にあっては当該手当分に相当する額を除く。
- (3) 住宅改修費用 対象期間において、婚姻を機に住宅を改修する際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 倉庫又は車庫に係る工事費用
 - イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
 - ウ エアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用
 - エ 公的制度に基づく補助を受けて行った工事費用
- (4) 引越費用 対象期間において、婚姻を機に町内に引越しをする際に要

した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。ただし、公的制度による補助を受けている場合にあってはその全額を除く。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻届を提出し受理された日（以下「婚姻日」という。）における夫婦の年齢が、いずれも39歳以下であること。
- (2) 対象となる住宅が町内にあり、申請日において、夫婦の双方又は一方が当該住宅の住所に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
- (3) 申請日の前年分（1月から6月までの申請にあっては前々年分）の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学、生活等のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得から貸与型奨学金の前年中（1月から6月までに申請をする場合にあっては、前々年中）の年間返済額を控除するものとする。
- (4) 夫婦のいずれもが、町税の滞納がないこと。
- (5) 夫婦及び対象となる住宅に住民登録をしている者に寄居町暴力団排除条例（平成24年寄居町条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助を受けていないこと。
- (7) 過去にこの告示に基づく補助金又は他の地方公共団体におけるこの告示と同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがないこと。

2 前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、第5条第1項第1号及び第2号に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金が達しなかった世帯。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象期間の住居費用、住宅改修費用及び引越費用を合算した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1世帯当たりの上限額は、

次に掲げる額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 婚姻日において夫及び妻のいずれもが29歳以下の世帯 60万円
- (2) 婚姻日において夫又は妻のいずれかが29歳を超える世帯 30万円
- (3) 第3条第2項に該当する世帯 前年度において定める1世帯当たりの上限額から、前年度に交付を受けた補助金の額を控除して得た額
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第5号から第11号までの書類に係る事実がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 住民票の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 町税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類
- (6) 住宅の売買契約書、工事請負契約書及び領収書等の写し
- (7) 住宅の賃貸借契約書及び支払いの内訳がわかる領収書等の写し
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (9) 住宅の改修に係る工事の請負契約書又は請書及び支払いの内訳がわかる領収書等の写し
- (10) 引越費用に係る領収書等の写し
- (11) 公的制度に基づく補助の金額がわかる書類の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、婚姻日の属する年度（婚姻日が1月1日から3月31日までである場合にあっては次年度）の3月31日までに行わなければならない。

3 規則第4条第2項第1項から第3項までに掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。

4 規則第11条及び第13条の報告は、申請書に添付した書類をもって代えることができる。

5 第1項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する前年度に交付決定を受けた者に対する補助金に係る申請は第1号から第5号までの書類を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、規則第14条の交付額の確定の通知があったものとみなす。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、規則第7条第2項の通知書(様式第4号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに寄居町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号)に第6条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、寄居町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、第7条第1項又は前条第2項の通知を受けたときは、速やかに寄居町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、寄居町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、第8条第2項の規定により補助金の交付決定を変更した場合及び前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、

既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、寄居町結婚新生活支援事業補助金返還請求書（様式第9号）により当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- 2 補助金の返還請求を受けた者は、補助金を速やかに返還しなければならない。

（報告等）

第12条 町長は、補助金を交付する前又は交付した後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、必要な報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年告示 号）

（施行期日）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。